

「その他の日常生活費」等の取扱いについて

1 「その他の日常生活費」の定義

利用者、入所者、入居者又は入院患者（以下「利用者等」という。）又はその家族等の自由な選択に基づき、事業所又は施設が通所サービス及び施設サービスの提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費。

2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

事業者又は施設が利用者等から「その他の日常生活費」を受領する場合、次の基準を満たしていなければならない。

- ① 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスが重複していないこと。
- ② 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分できないあいまいな名目となっておらず、費用の内訳が明らかにされていること。
- ③ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜は、利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものであること。
- ④ 「その他の日常生活費」として費用を徴収する項目や額が、運営規程や重要事項説明書に規定されていること。
- ⑤ 事業者又は施設は、「その他の日常生活費」の受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得ていること。
- ⑥ 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
- ⑦ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、重要事項として、事業所及び施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。

ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合は、「実費」という定め方が許されるものであること。

3 サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について

「その他の日常生活費」の具体例としては、次の費用が該当する。

サービス種類	具体的範囲	留意点
◇(介護予防)通所介護	①利用者等の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 〔歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者個人又は家族等の選択により利用されるもの〕	※事業者が利用者等に一律に提供し、一律に費用を徴収することは認められない。 〔共用の石鹸、シャンプー等〕
◇(介護予防)通所リハビリテーション	②利用者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 〔利用者等が希望によって参加するクラブ活動（習字、お花、絵画、陶芸等）や行事に係る材料費〕	※すべての利用者等に一律に提供される教養娯楽に係る費用を徴収することは認められない。 〔共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等〕
◇(介護予防)認知症対応型通所介護		

H24 広島県資料

サービス種類	具体的範囲	留意点
		<p>※作業療法等機能訓練の一環としてサービス計画に位置付けられ行われるクラブ活動や利用者が全員参加する定例行事における材料費等は徴収することは認められない。</p>
<p>◇(介護予防)短期入所生活介護 ◇(介護予防)短期入所療養介護 ◇(介護予防)小規模多機能型居宅介護</p>	<p>①利用者等の希望によって、身の周り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 〔歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者個人又は家族等の選択により利用されるもの〕</p>	<p>※事業者が利用者等に一律に提供し、一律に費用を徴収することは認められない。 〔共用の石鹸、シャンプー等〕</p> <p>※日用品セット（注）の提供については、次の点に留意すること。 ①セットの内容及び金額を明確にすること。 ②利用者等又は家族の選択により提供すること。（日用品セットを利用しないという選択が可能であること。） ③日用品セットの内容を必要に応じ見直すこと。</p>
<p>◇複合型サービス</p>	<p>②利用者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 〔利用者等が希望によって参加するクラブ活動（習字、お花、絵画、陶芸等）や行事に係る材料費費〕</p>	<p>※すべての利用者等に一律に提供される教養娯楽に係る費用を徴収することは認められない。 〔共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等〕</p>
<p>◇(介護予防)特定施設入居者生活介護 ◇(介護予防)認知症対応型共同生活介護</p>	<p>①利用者等の希望によって、身の周り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 〔歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者個人又は家族等の選択により利用されるもの〕</p>	<p>※事業者が利用者等に一律に提供し、一律に費用を徴収することは認められない。 〔共用の石鹸、シャンプー等〕</p> <p>※日用品セット（注）の提供については、次の点に留意すること。 ①セットの内容及び金額を明確にすること。 ②利用者等又は家族の選択により提供すること。（日用品セットを利用しないという選択が可能であること。） ③日用品セットの内容を必要に応じ見直すこと。</p>
<p>◇地域密着型介護老人福祉施設 ◇介護老人福祉施設</p>	<p>①利用者等の希望によって、身の周り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 〔歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者個人又は家族等の選択により利用されるもの〕</p>	<p>※事業者が利用者等に一律に提供し、一律に費用を徴収することは認められない。 〔共用の石鹸、シャンプー等〕</p> <p>※日用品セット（注）の提供については、次の点に留意すること。 ①セットの内容及び金額を明確にすること。 ②利用者等又は家族の選択により提供すること。（日用品セットを利用しないという選択が可能であること。） ③日用品セットの内容を必要に応じ見直すこと。</p>

H24 広島県資料

サービス種類	具体的範囲	留意点
◇介護老人保健施設 ◇介護療養型医療施設	②利用者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 〔利用者等が希望によって参加するクラブ活動（習字、お花、絵画、陶芸等）や行事に係る材料費費〕	※すべての利用者等に一律に提供される教養娯楽に係る費用を徴収することは認められない。 〔共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等〕
	③健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用等）	
	④預り金の出納管理に係る費用	※次の点に留意すること。 ①責任者及び補助者を選定し、印鑑と通帳を別々に保管すること。 ②適切な管理が行われていることが複数の者により常に確認できる体制で出納管理を行うこと。 ③利用者等との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等必要な書類を備え、適正な出納管理が行われること。 ④出納管理に係る費用の積算根拠を明確にし、適切な額を定めること。
	⑤私物の洗濯代	※介護老人福祉施設は、徴収することができない。 （利用者等の希望により、個別に外部のクリーニング店に取り次ぐ場合のクリーニング代はサービス提供とは関係ない費用として徴収できる。）

(注) 歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品の日用品を個々に提供するのではなく、数種類ごとにまとめて提供する方式をいう。

4 サービス提供とは関係のない費用

事業者又は施設により行われる便宜の提供であっても、サービス提供と関係のないものについては、「その他日常生活費」とは区分される費用である。具体例としては、次の費用が該当する。

サービス種類	具 体 例
◇(介護予防)通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人の嗜好に基づくいわゆる「贅沢品」の購入費用 ○ 利用者等個人のために単に立て替え払いする費用 ○ 個人専用の家電製品の電気代 ○ 利用者の趣味的活動などサービス提供の範囲を超えるクラブ活動や行事に係る費用
◇(介護予防)通所リハビリテーション	
◇(介護予防)認知症対応型通所介護	
◇(介護予防)認知症対応型共同生活介護	
◇複合型サービス	

サービス種類	具 体 例
◇(介護予防)短期入所生活介護 ◇(介護予防)短期入所療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人の嗜好に基づくいわゆる「贅沢品」の購入費用 ○ 利用者等個人のために単に立て替え払いする費用 ○ 個人専用の家電製品の電気代 ○ 個人の希望により購入する新聞、雑誌等の代金 ○ 利用者の趣味的活動などサービス提供の範囲を超えるクラブ活動や行事に係る費用 ○ 利用者等の希望により外部のクリーニング店に取り次ぐ場合のクリーニング代 ○ 私物の洗濯代 (介護老人福祉施設併設の(介護予防)短期入所生活介護を除く。)
◇(介護予防)特定施設入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護サービス以外の費用 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>《運営基準等に係るQ & Aについて（平成13年3月28日事務連絡）》 問7【特定施設入居者生活介護の利用料の徴収について】 特定施設入居者生活介護において介護保険利用料の他に別途費用を受領できるものは具体的にはどのようなものがあるか。 答) (省略) 例えば、<u>家賃相当費、日用品費、教養娯楽費、行事関係費(機能訓練又は健康管理の一環として行われるものは除く。)</u> <u>健康管理費(定期健康診断費は除く。)</u>、<u>私物の洗濯代等</u>については、これらに要する費用を別途の料金として受領できるものである。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料 ○ 個別的な選択による介護サービス利用料 〔個別的な外出介助、個別的な買い物等代行、標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助〕
◇地域密着型介護老人福祉施設 ◇介護老人福祉施設 ◇介護老人保健施設 ◇介護療養型医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人の嗜好に基づくいわゆる「贅沢品」の購入費用 ○ 利用者等個人のために単に立て替え払いする費用 ○ 個人専用の家電製品の電気代 ○ 個人の希望により購入する新聞、雑誌等の代金 ○ 利用者の趣味的活動などサービス提供の範囲を超えるクラブ活動や行事に係る費用 ○ 利用者等の希望により外部のクリーニング店に取り次ぐ場合のクリーニング代

5 参考（基準（厚生労働省令）における「利用料等の受領」に関する項目）

サービス種類	徴収可能な利用料の具体例（項目）
◇(介護予防)通所介護 ◇(介護予防)通所リハビリテーション ◇(介護予防)認知症対応型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ○ 通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用（介護予防サービスは不可） ○ 食事の提供に要する費用 ○ おむつ代 ○ その他の日常生活費

サービス種類	徴収可能な利用料の具体例（項目）
◇(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ◇複合型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ○ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 ○ 食事の提供に要する費用 ○ 宿泊に要する費用 ○ おむつ代 ○ その他の日常生活費
◇(介護予防)認知症対応型共同生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食事の提供に要する費用 ○ 理美容代 ○ おむつ代 ○ その他の日常生活費
◇(介護予防)短期入所生活介護 ◇(介護予防)短期入所療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食事の提供に要する費用 ○ 滞在に要する費用 ○ 利用者が選定する特別な居室の提供に必要となる費用 ○ 利用者が選定する特別な食事の提供に必要となる費用 ○ 送迎に要する費用 ○ 理美容代 ○ その他の日常生活費
◇(介護予防)特定施設入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ○ おむつ代 ○ その他の日常生活費
◇地域密着型介護老人福祉施設 ◇介護老人福祉施設 ◇介護老人保健施設 ◇介護療養型医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食事の提供に要する費用 ○ 居住に要する費用 ○ 利用者が選定する特別な居室の提供に必要となる費用 ○ 利用者が選定する特別な食事の提供に必要となる費用 ○ 理美容代 ○ その他の日常生活費

- 《根拠規定》
- 指定居宅サービス事業所の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）
 - 指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号）
 - 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）
 - 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 36 号）
 - 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 12 年 3 月 30 日老企第 54 号）
 - 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成 12 年 11 月 16 日老振第 75 号・老健第 122 号）
 - 特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について（平成 12 年 3 月 30 日老企第 52 号）